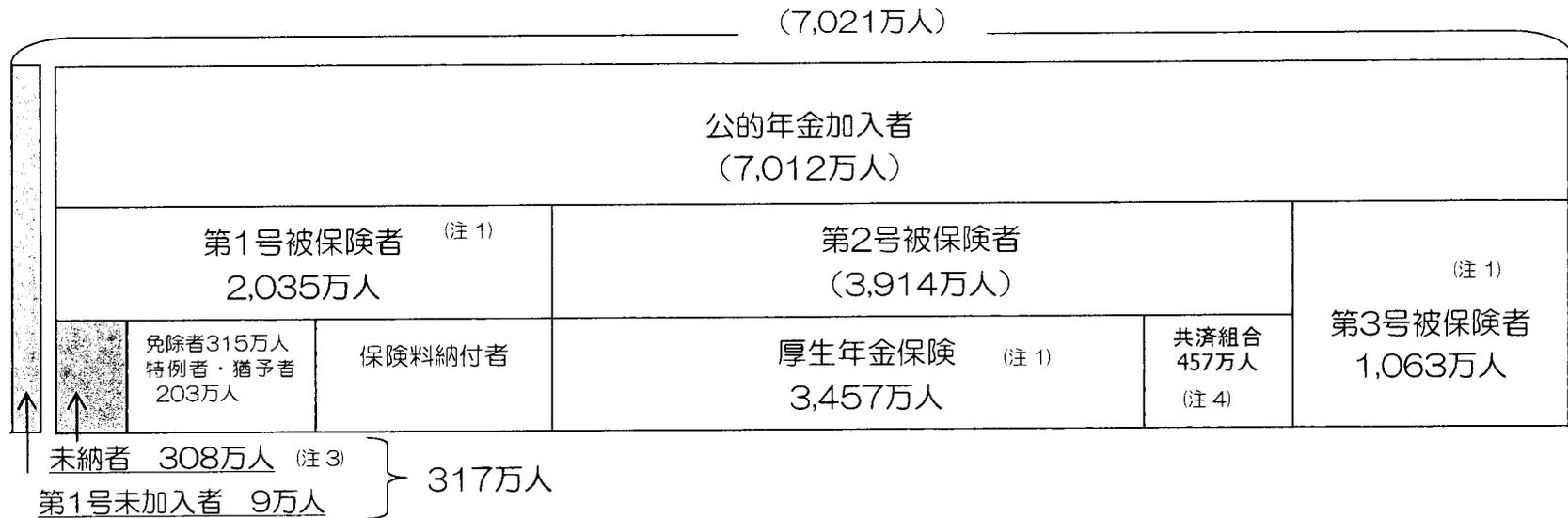


# 平成19年度国民年金保険料納付率及び今後の対策

## 1. 平成19年度の国民年金保険料の納付率等

《公的年金加入者の状況（平成19年度末）》

○ 未納者（平成19年度末までの過去2年間の保険料が未納となっている者）は約308万人、未加入者は約9万人。  
 公的年金加入対象者全体でみると、約95%の者が保険料を納付（免除及び納付猶予を含む。）。  
 ※ 未納者と未加入者を合わせた約317万人は、公的年金加入対象者数の4.5%。



(注2)

注1) 平成20年3月末現在。第1号被保険者には、任意加入被保険者(34万人)を含めて計上している。

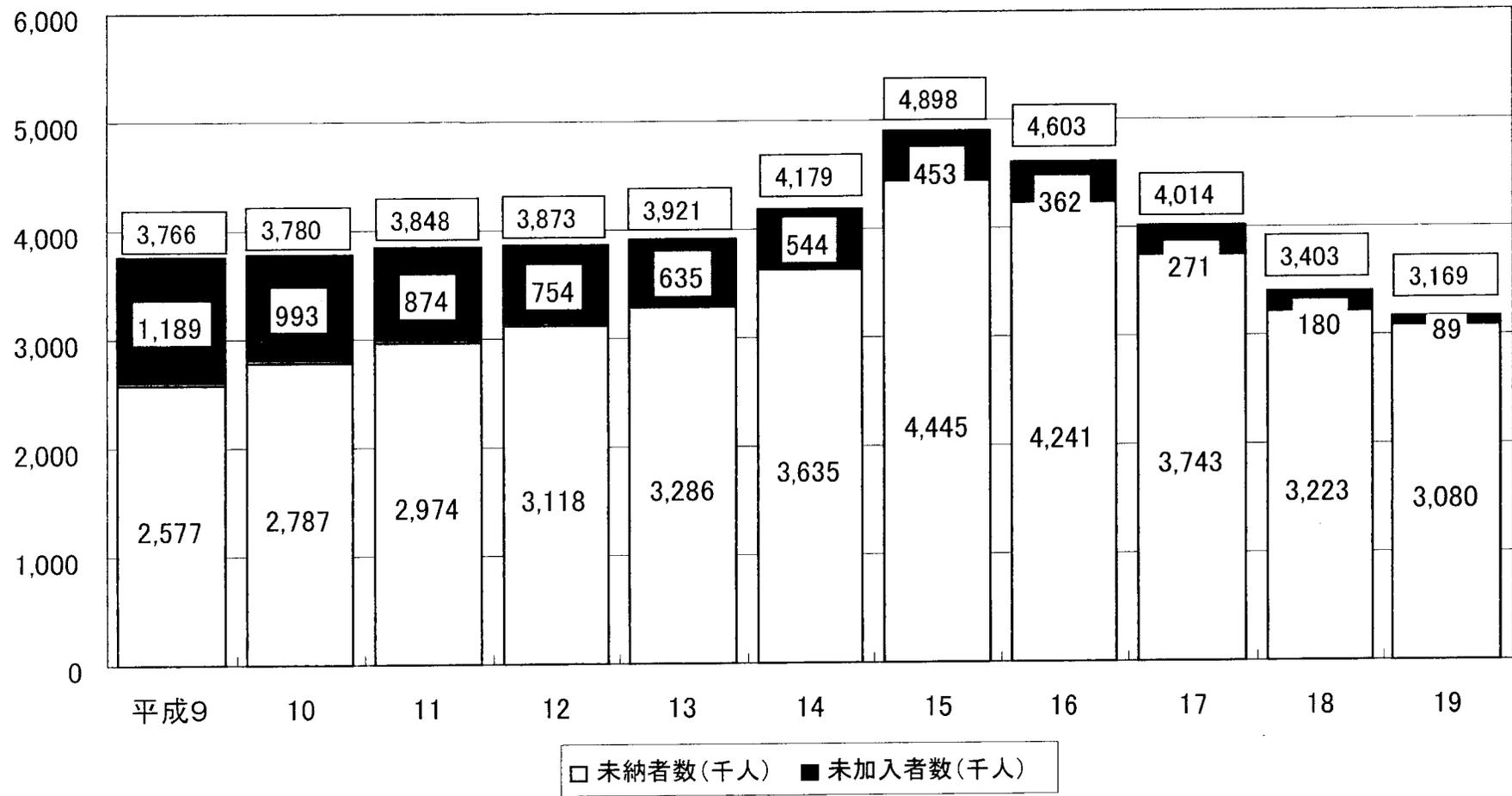
2) 公的年金加入状況等調査の平成13年結果及び平成16年結果を線型按分した推計値。

3) 未納者とは、24か月(18年4月～20年3月)の保険料が未納となっている者。

4) 平成19年3月末現在。

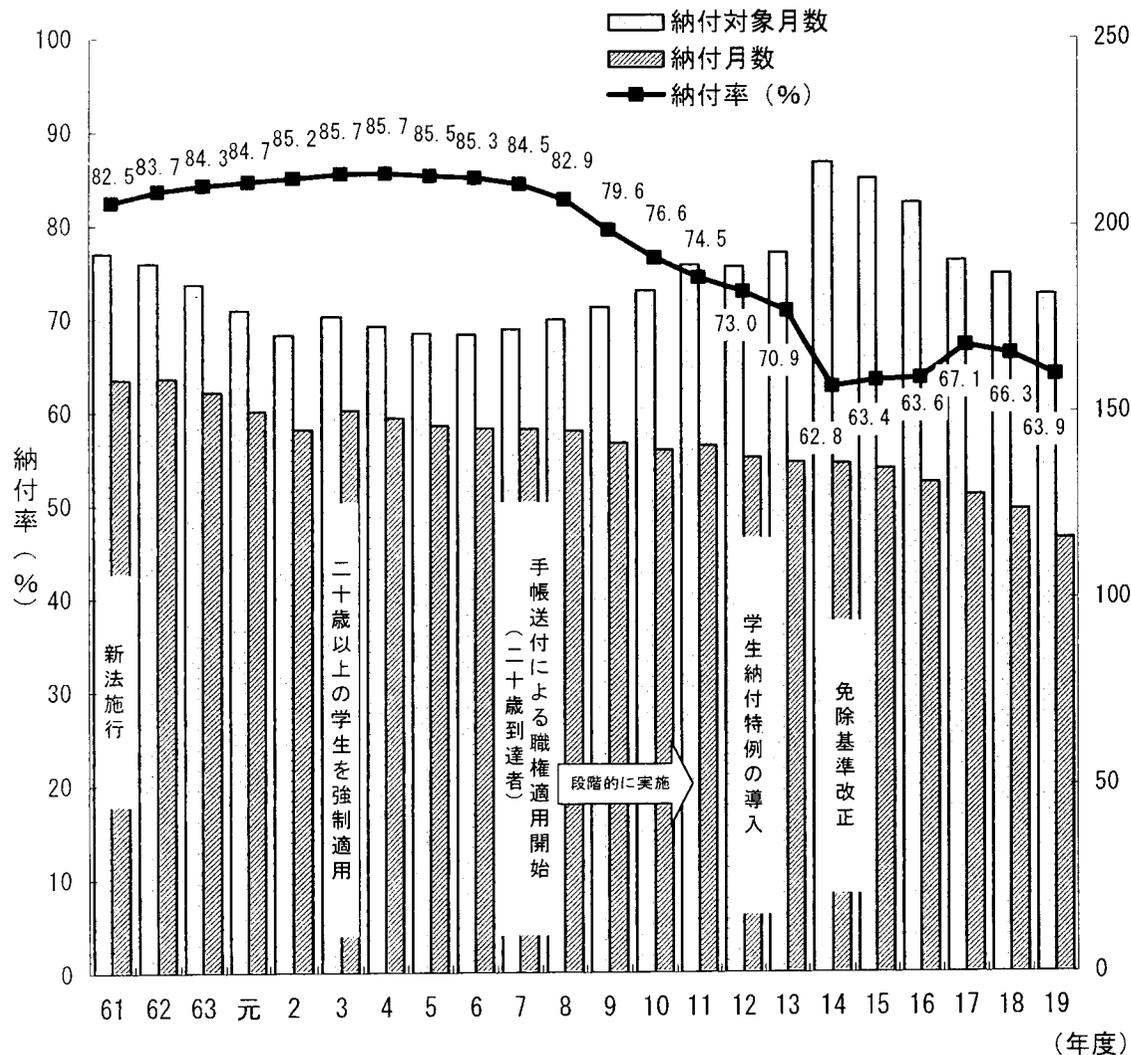
5) ( )内は、時点が異なる数値を単純合計して得られた暫定値。

公的年金制度における未加入者・未納者数の推移(平成9年度～19年度)



注) 未納者とは、過去24か月の保険料が未納となっている者である。  
 注) 平成17年度の未納者数は、不適正な免除手続の影響を排除した数値である。  
 注) 平成10、13及び16年度の未加入者数は、公的年金加入状況等調査による。他の年度の未加入者数は、これらの年度から単純に線型按分したもの。

# 平成19年度の国民年金保険料の納付率等について



## 平成19年度の納付率は、63.9%

(対前年度比△2.3ポイント)

$$\text{納付率}(\%) = \frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$$

・納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数を含まない。）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。

## 平成17年度の最終納付率は、72.4% (平成19年度末時点)

(平成18年度末と比較して+1.8ポイント)

※最終納付率は、17年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数を含まない。）に対し、時効前（納期から2年以内）までに納付した月数の割合。

### 納付率の推移

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
15年度分保険料	63.4%	65.6%	67.4%		
16年度分保険料		63.6%	66.3%	68.2%	
17年度分保険料			67.1%	70.7%	72.4%
18年度分保険料				66.3%	69.0%
19年度分保険料					63.9%

※ 時効前（納期から2年以内）に納付する者を含めると約7割が納付（目標納付率）

16年度目標	17年度目標	18年度目標	19年度目標
65.7%	69.5%	74.5%	80.0%

15年8月に国民年金特別対策本部において、中長期的な目標納付率（80%）を設定。  
16年10月に行動計画において、年度別の目標納付率を設定。

## 2. 平成19年度の取組状況

### 取組結果に係る総括

- 平成19年度においては、年金記録問題への対応を最優先としたことから、委託業者による電話督促及び国民年金推進員による戸別訪問は着実に実施できたものの、職員による納付督促については年間を通じて十分な取組ができなかった。

具体的には、

- ①催告状の発行件数や集合徴収の開催回数が減少したこと
- ②各種対策の事後フォロー体制の確保ができなかったこと 等

- こうした中で、市町村から提供を受けた所得情報の活用により、免除等勧奨及び強制徴収といった未納者属性に応じた取組は一定の成果を上げることができた。

具体的には、

- ①全額免除率は25.8%で対前年度比0.6ポイント上昇
- ②過年度分保険料の収納月数の増加により、平成17年度分保険料の最終納付率が72.4%に上昇

- 国民年金担当職員は年金記録問題への対応業務に人員をシフトせざるを得ない状況にあったことから、本来、実施すべき収納対策業務については、十分な体制の確保が困難であった。

社会保険事務所等における収納対策業務に従事している正規職員数は、19年4月時点において約1,400人であったが、20年3月時点では約550人となり、約6割の職員を年金記録問題への対応要員としてシフトさせることとなった。

# 収納対策のスキーム（概念図）

## 納めやすい環境づくりの整備

- 口座振替の推進
- 口座振替割引制度の導入 (H17.4~)
  - (口座振替率)
  - 17年度末 18年度末 19年度末
  - 37% → 40% → 40%
  - 660万人 642万人 599万人
- 任意加入者の口座振替の原則化 (H20.4~)
- コンビニ納付の導入 (H16.2~)
  - (利用状況)
  - 17年度 18年度 19年度
  - 589万件 → 749万件 → 874万件
- インターネット納付の導入 (H16.4~)
  - (利用状況)
  - 17年度 18年度 19年度
  - 14万件 → 24万件 → 31万件
- クレジットカード納付の導入 (H20.2~)
  - (クレジットカード納付率)
  - 19年度
  - 2万件
- 税申告時の社会保険料控除証明書の添付義務化 (H17.11~)

未納者

市町村からの所得情報

強制徴収対象

納付督促対象

免除等対象

## 納付督促の実施

催告状（手紙）  
 H17年度 3,418万件  
 H18年度 1,863万件  
 H19年度 823万件

電話  
 H17年度 823万件  
 H18年度 545万件  
 H19年度 393万件

戸別訪問（面談）  
 H17年度 1,774万件  
 H18年度 1,627万件  
 H19年度 1,432万件

集合徴収（呼出）  
 H17年度 1,952万件  
 H18年度 1,143万件  
 H19年度 290万件

質の向上  
 効率化

## 強制徴収の実施 不公平感の解消と波及効果

	17年度	18年度	19年度
最終催告状	172,440件	310,551件	40,727件
納付等	43,459件	102,335件	38,760件
財産差押	3,048件	11,910件	11,387件

・最終催告状は当該年度に着手し発行した件数  
 ・納付等、財産差押え件数は、平成20年3月末現在

効率化により強制徴収へ要員シフト

- 電話納付督促の外部委託 (H17.4~数値目標設定)
  - 面談による納付督促に成果主義を導入 (H17.10~)
  - 市場化テストによる民間ノウハウの活用 (H17.10~)
- 督促件数
- |     | H17年度 | H18年度    | H19年度    |
|-----|-------|----------|----------|
| 17' | 19万件  | 255万件    | 621万件    |
| 17' | 5ヶ所   | 18' 35ヶ所 | 19' 95ヶ所 |

全社会保険事務所単位で行動計画の策定・進捗管理(H16.10~)

## 免除などの周知・勧奨

- 免除や学生納付特例（学生の間の保険料納付を猶予し後で納付できるしくみ）を周知・勧奨し、年金権を確保、年金額を増額
- ハローワークとの連携による失業者への免除制度の周知 (H16.10~)
  - 若年者納付猶予制度の導入 (H17.4~)
  - 免除基準の緩和・免除の遡及 (H17.4~)
  - 申請免除手続の簡素化（継続意思確認 H17.7~/手続きの簡素化 H18.7~)
  - 法定免除手続の簡素化 (H19年度~)
  - 学生納付特例の申請手続の簡素化 (H20.4~)

### 事業主との連携

事業主からの制度等の周知及び保険料納付の勧奨等に関する協力 (H19年度~)

### 国民健康保険（市町村）との連携

未納者に対する短期の国民健康保険被保険者証の交付など (H20.4~)

### 社会保険制度内の連携

保険医療機関等・介護サービス事業者・社会保険労務士に対し、関係団体から納付勧奨 (H20.4~)、長期未納の場合は指定等を行わない (H21.4~)

### 広報・年金教育等

○年金制度の安心感、有利性をわかりやすく伝え国民の不安を払拭 ○学生・生徒に対し、年金制度の意義等に関する理解を促進 ○ねんきん特別便等、きめ細かい情報・サービスの提供

## 行動計画に基づく平成19年度の取組結果

平成19年度の行動計画における取組結果については次のとおり。

### 《納付督促》

区 分	社会保険事務所〔217事務所〕 (市場化テスト対象事務所以外)			市場化テスト対象事務所〔95事務所〕			合 計		
	①18年度の 実施件数	②19年度の 実施件数	対前年度比 (②÷①)	③18年度の 実施件数	④19年度の 実施件数	対前年度比 (④÷③)	⑤18年度の 実施件数	⑥19年度の 実施件数	対前年度比 (⑥÷⑤)
電話納付督促	406万件	331万件	81.5%	334万件	584万件	174.9%	740万件	915万件	123.6%
再掲(市場化テスト以外の委託)	290万件	273万件	94.1%	105万件	45万件	42.8%	395万件	318万件	80.5%
再掲(職員・収納指導員)	116万件	58万件	50.0%	32万件	17万件	53.1%	148万件	75万件	50.7%
再掲(市場化テスト事業者)	—	—	—	197万件	522万件	265.0%	197万件	522万件	265.0%
戸別訪問督促	1,209万件	1,192万件	98.6%	426万件	262万件	61.9%	1,635万件	1,454万件	89.0%
再掲(国民年金推進員)	1,138万件	1,166万件	102.5%	401万件	235万件	58.6%	1,539万件	1,401万件	91.0%
再掲(職員・収納指導員)	71万件	26万件	36.6%	18万件	4万件	22.2%	89万件	30万件	33.7%
再掲(市場化テスト事業者)	—	—	—	7万件	23万件	328.6%	7万件	23万件	328.6%
催 告 状	1,062万件	560万件	52.7%	51万件	74万件	147.1%	1,113万件	634万件	57.0%
集 合 徴 収	802万件	272万件	33.9%	—	1万件	—	802万件	273万件	34.0%

(取組状況)

- ・ 年金記録問題への対応に労力を要したことから、職員・収納指導員による督促活動が十分に実施出来なかった。
- ・ 市場化テストによる納付督促は、平成18年度に35か所で実施、平成19年10月より95か所に拡大したことに伴い、電話納付督促件数が大幅に増加しているが、戸別訪問督促件数は大幅に減少している。
- ・ 催告状については、年金記録問題への対応の影響から発行回数等が減少しており、送付件数も同様に減少している。
- ・ 集合徴収は、特に年金記録問題への対応による影響が大きく、また、未納者属性に応じて対象者を絞り込んだ上で未納者の実態に応じた文書を発送するなど効率的・効果的に実施しているが、実施件数は大幅に減少している。

### 《免除等勸奨》

区 分	①18年度の実施件数	②19年度の実施件数	対前年度比 (②÷①)
ダイレクトメールによる個別文書勸奨	201万件	212万件	105.5%

### ■免除割合

区 分	①18年度	②19年度	対前年度比 (② - ①)
全 額 免 除	25.3%	25.8%	+0.6ポイント

(取組状況)

- 市町村から提供された所得情報を活用し、全額免除等に該当すると思われる者に対する個別文書の送付後は、職員・国民年金推進員等による電話、戸別訪問による申請促進に努め、全額免除率は対前年度を0.6ポイント上回った。

### 《強制徴収》

区 分	①18年度の実施結果	②19年度の実施結果	対前年度比 (②÷①)
最終催告状発行件数	31.1万件	4.1万件	12.9%
督促状発行件数	12.1万件	2.8万件	23.1%
差 押 件 数	1.2万件	1.1万件	91.7%

(取組状況)

- 19年度は、年金記録問題への対応を最優先としたことから、最終催告状発行件数及び督促状発行件数は18年度に比して大幅に減少する結果となったが、18年度以前の強制徴収対象者で未納となっている者を最優先に取り組んだ結果、差押件数は18年度と同程度の実績となった。

## 国民年金保険料収納事業（市場化テスト）の実施状況

### 1 概要

- 国民年金保険料の収納事業のうち、強制徴収や免除等申請勧奨を除く納付督促業務等を包括的に民間委託し、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用する市場化テストモデル事業を平成 17 年 10 月から 5 か所の社会保険事務所を対象に実施。なお、受託事業者に対しては、事業目標としての「要求水準」を設定している。
- 平成 18 年 7 月からは 30 か所の社会保険事務所を追加して実施。
- 平成 19 年 10 月からは、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく事業として、更に 60 か所追加拡大し、計 95 か所の社会保険事務所を対象に実施。

### 2 実施状況

#### ■ 実施期間、対象社会保険事務所

- 【拡大 30 箇所：平成 18 年 7 月から平成 19 年 9 月までの 15 か月】《10 事務局、13 地区、30 事務所》
- 【継続 5 箇所：平成 18 年 10 月から平成 19 年 9 月までの 12 か月】《5 事務局、5 地区、5 事務所》

#### ■ 事業実績（要求水準の達成状況）

※ 要求水準・・・受託事業者に対する事業目標（委託期間中に当該社会保険事務所に収納された納付月数（過年度分保険料を含む。ただし、強制徴収により納付されたものを除く。）及び未納者から獲得した口座振替の件数）

【納付月数】 達成 = 0 地区（1 事務所）、未達成 = 全 18 地区（34 事務所）  
※ 35 事務所全体の達成率（収納実績／要求水準）= 21,265,607 月／24,071,273 月 = 88.3%

【口座振替】 達成 = 0 地区（0 事務所）、未達成 = 全 18 地区（全 35 事務所）  
※ 35 事務所全体の達成率（口座振替獲得件数／要求水準）= 1,100 件／15,250 件 = 7.2%

## ■ 事業経費（納付月数1月当たりのコスト（単純比較））

社会保険事務所の督励実績を見ると、集合徴収（呼出徴収）や電話に加え戸別訪問にかなりのウエイトを置いて納付督励を実施しているが、受託事業者は電話による納付督励が中心で、戸別訪問を実施しない又は一部に対してのみ実施するなど、人件費を中心に相当のコスト削減が図られている。

## ■ 評価

納付月数については、横須賀社会保険事務所を除き、他の社会保険事務所では要求水準を達成することはできず、また、口座振替はすべての社会保険事務所において要求水準を達成することはできなかった。このため、すべての社会保険事務所において、納付率の改善には繋がっていない。なお、コストについては、人件費を中心に相当のコスト削減が図られている。

### 〔事業実績等が低迷した要因〕

- 受託事業者において、納付率の向上に繋がる要求水準を上回る納付月数の獲得に向けた取組が不十分
  - 拡大した30事務所については、社会保険事務所が実施した前年度の納付督励実績に比して、電話による納付督励が中心で戸別訪問を実施しない又は一部に対して実施するなど、受託事業者の実績は低調である。また、納付督励の総件数についても、社会保険事務所に比して受託事業者の実績は低調なものとなっている。
  - 17年度から継続して実施している5社会保険事務所のうち、4社会保険事務所の納付督励実績は、前年度の受託事業者の実績を大幅に下回っている。
- 受託事業者において、納付率の向上に繋がる口座振替の獲得に向けた取組が不十分
- 対象社会保険事務所と受託事業者が積極的に協力・連携し、納付率の向上を目指すという取組が不十分
  - 社会保険事務所等においては、受託事業者の納付督励実績の報告を踏まえて、評価・分析を行い、今後の督励方法のあり方や効率的かつ効果的な手法をお互いに検討するなど、受託事業者との間で定期的な意見交換を行う体制が十分にとられていなかった。  
また、過去に社会保険事務所が実施してきた効果のある手法や地域情報等を受託事業者に提供することにより、受託事業者と社会保険事務所が納付率向上のために、包括的に納付督励事業を推進していくという取組が不十分であった。

## ■ 今後の取組

社会保険事務所等は、受託事業者の毎月の実施結果を分析し、適切な指示・指導を行うとともに情報の共有化を図るなどして、更なる協力・連携体制の構築を図る。

### 3. 平成20年度の収納対策等について

年金記録問題への対応を最優先としつつ、収納対策についても下記により着実に推進する。

#### 平成20年度の収納対策の主な内容

1 未納者属性に応じた効率的・効果的な対策の全国展開



「行動計画年間スケジュール」を参考に策定した社会保険事務所毎の対策を確実に実施することを前提として、未納者属性（年齢・所得層・未納期間等）に応じた効率的・効果的な行動計画を策定する。

また、所得情報を確かかつ早期に取得し、免除等対象者への申請勧奨及び受理に努める。

なお、強制徴収の取組のための人員を最低1名は確保し、他の収納対策についても、対策の優先順位を設けて督促対象者を細分化する等の措置を講じて、効率的・効果的な取組を推進する計画を立て実施する。

2 市場化テスト実施事務所の拡大に伴う効率的・効果的な徴収体制の確立



市場化テストの実施社会保険事務所を、平成19年度の95か所に加え、90か所を追加拡大し、185事務所において実施。

これまでの実績評価を踏まえて、納付率向上に寄与すべく社会保険事務所と受託事業者が協力・連携を図りつつ、一体となって収納対策に取り組む体制を構築する。

3 強制徴収の充実・強化



平成19年度においては、平成18年度以前に着手した者への対応を優先的に取り組み、差押件数及び納付月数は平成18年度並みの成果を上げた。

平成20年度も引き続き、過年度着手分未納者への督促状の発行、財産調査、差押えまでの取組を重点的に行い、1件当たりの収納月数の増加を目指す。

4 行動計画に基づいた進捗管理の徹底と情報の共有化



社会保険事務所は行動計画に基づいた年間計画を確実に実施するため、職員一人ひとりの具体的な数値目標を設定して、個人別の進捗管理の徹底を図り、社会保険事務所全体の事業実績の向上に結びつける。

また、本庁、社会保険事務局、社会保険事務所の間での情報の共有を図り、対策の進捗状況の把握及び管理を徹底する。

企業年金連合会における年金給付事業の実施状況に関する報告（企業年金連合会）  
（平成20年8月29日）

事業の実施状況に関する報告（大臣報告）について

企業年金連合会では、受給開始年齢以後裁定を行っていない者（以下「未請求者」という。）の解消のため全力で取り組んでいるところです。

このたび、厚生労働大臣より毎事業年度終了後6月以内に報告を求められている、未請求者の状況及び企業年金連合会が講じた措置について、以下のとおり報告を行いました。

I 未請求の状況

1. 平成19年3月末時点の未請求者124万人の平成20年3月末の解消状況

- 平成19年3月末時点で裁定請求を行っていなかった方:124万人。
- 平成19年度の対策実施で**17万人(13%)**が未請求を解消され、平成20年3月末時点でも未請求で残っている方は**107万人**。その中の**89万人(83%)**が現住所不明。
- 現住所の把握が未請求問題の最大の課題であり、広報や裁定請求書類再送付による確認等、最大限の努力を行っている。

＜未請求者解消のため平成19年度中に実施した対策＞（対策費用11.1億円）

①広報の徹底

新聞、テレビ、ラジオによる広報や、社会保険事務所へのポスター、チラシの配布。

②相談体制の充実

コールセンターの体制強化（最大200人体制）、相談体制の充実。

\*本人からの書類送付依頼により現住所が判明し、裁定請求書類を送付した数21万人。

③裁定請求書類の再送付(19万人)

裁定請求書類が到達している未請求者への裁定請求書類の再送付。

④中途脱退者等に送付する「承継通知書」にパンフレットを同封

2. 平成19年度中に受給権を取得した方の状況

- 平成19年度中に新たに受給権を得た方は**68万人**。
- 前記68万人を対象に裁定請求書類を送付し、届いた51万人中27万人(40%)が裁定に至った。1万人から死亡連絡。
- この結果、**40万人**の方が請求に至っていない。**23万人(34%)**には裁定請求書類は届いており、請求手続中や請求を遅らせている方も含まれている。

### 3. 平成 20 年 3 月末時点で未請求で残っている方の状況、「請求先延ばし」を除いた方の推計、平成 20 年 4 月以降の裁定等の対処状況と住所解明状況

○平成 20 年 3 月末時点で未請求で残っている方は、124 万人の未解消者 107 万人に平成 19 年度中 60 歳に到達し裁定等に至らなかった 40 万人を加えた **147 万人**。

○また、この中には、在職中のため裁定請求を先送りしている方や、請求手続中の方があり、65 歳頃までには請求が見込まれる。60 歳から 65 歳までの間に請求される方の比率に基づく推計によれば、これらの「請求先延ばし」の方は約 29 万人と推計されるので、この「請求先延ばし」の方を除いた未請求者は **118 万人**と見込まれる。

○なお、平成 20 年 3 月末の未請求者 147 万人のうち、平成 20 年 4 月から 7 月末までに、裁定された方 18 万人、死亡連絡のあった方 2 万人であり、計 **20 万人(14%)**について未請求が解消された。また、社会保険庁からの住所提供で新たに 14 万人の現住所が解明された。(平成 20 年 8 月 8 日現在)

## II 未請求の原因の分析と対策

### [原因 1] 現住所不明のため裁定請求書類を送付できない

○未請求者 147 万人中、現住所不明 106 万人(72%)

⇒対策 社会保険庁等の住所情報提供による現住所把握。

#### ①厚生年金の受給権者ファイルとの照合による現住所把握(平成 20 年 4 月以降)

○現住所不明 106 万人中、平成 20 年 8 月 8 日時点で 14 万人の住所が新たに判明。

#### ②厚生年金被保険者ファイルとの照合による氏名・基礎年金番号等変更者の現住所把握(平成 20 年 10 月以降)

#### ③住民基本台帳ネットワークシステムによる最新の現住所把握のための働きかけ

○必要な法制度上の手当てについての働きかけや、連合会のシステム整備。

### [原因 2] 在職中等による「請求先延ばし」や、年金額が少額等のため請求しない

○未請求の方の中には裁定請求書類を送付・再送付しても請求されない方がいる。

○このように請求書類が届いても請求しないのは、次の理由が考えられる。

①60 歳台前半の方(未請求者の 58%)には在職中の方が多く、公的年金の裁定請求と合わせて引退時に請求しようとしている方がいる。(「請求先延ばし」)

\*平成 19 年 60-64 歳の就業率 56% (総務省『労働力』調査)

②年金額が少額のため請求しない方がいると思われる。中途脱退者のうち年金 5000 円未満(月額 417 円未満)の方が半数弱(47%)

[参考] 裁定請求書類再送付時に行った請求しない理由のアンケート(平成 20 年 7 月 31 日)

回答 18,296 人 複数回答のため 18,775 件

うち、年金が少額のため辞退 3,624 件(19%)、受給を先延ばししたい 3,211 件(17%)

⇒対策 請求促進のためのあらゆる対策の実施

①広報及び相談体制の充実

- ・効果的な広報による未請求問題及び連合会の年金制度の周知。
- ・電話相談窓口の強化 5月13日より70人から100人体制に強化。

②連合会ホームページの改善(平成20年9月実施予定)

- ・インターネットを通じ中途脱退者であるかどうかを確認可能。
- ・インターネットを通じ住所変更届可能。

③事業所から中途脱退者等への周知徹底(平成20年6月から実施)

- ・退職時等における事業所での十分な説明および制度・手続きの内容を記した「ご案内チラシ」の配布。
- ・年金の連合会への承継及び住所・氏名変更時の連合会への届出について、周知徹底を図る。

④中途脱退者等へ送付する「承継通知書」の改善(平成20年9月実施予定)

- ・承継通知書様式を、はがきからA4版帳票化。住所・氏名変更届の必要性を明記。パンフレットに住所・氏名変更届を添付。

⑤中途脱退者等への年金記録通知の準備

- ・58歳時点で年金記録内容と請求手続を通知(21年度目途)。実施に向け平成20年度中に必要なシステムを開発。

## 厚生年金基金における年金の実態調査の結果について

## 1 実態調査の結果

平成20年7月1日に現存する厚生年金基金のうち、解散又は代行返上を予定している基金を除いた610基金に対し、平成20年3月末時点で受給者及び裁定請求を行っていない者（以下「未請求者」という。）の状況等の実態調査依頼を行い、その結果を集計した。

なお、前回の調査結果は、平成19年3月末時点で621基金分を集計している。

	今回調査 (平成20年3月末)	前回調査 (平成19年3月末)
受給者数	245.5万人	232.9万人
年金額(年額)	9,657億円	8,945億円
未請求者(喪失者)	14.4万人	13.7万人
(うち、住所不明者)	(4.7万人)	(3.6万人)
年金額(年額)	320億円	278億円
年金額(累計)	1,012億円	966億円

## 2 厚生年金基金における未請求者及び住所不明者に係る平成19年度内に策定した改善計画(平成20年6月企業年金研究会資料より)

## (1) 未請求者に係る対策

- ① 裁定請求書や裁定請求の案内を送付(再送付及び送付機会の増加)
- ② 広報誌や基金ホームページにより裁定請求勧奨
- ③ 事業所に現住所を調査
- ④ 市区町村に対し住所調査
- ⑤ その他(同僚又はOB会への調査、裁定請求の手続きに係る説明会の実施、未請求者への夜間訪問及び個別訪問等)

## (2) 住所不明者に係る対策

- ① 市区町村に対し住所調査
- ② 事業所に現住所の調査
- ③ 広報誌や基金ホームページにより住所変更届を勧奨
- ④ その他(同僚、OB会への調査、NTTの電話番号案内を活用した電話調査等)

## &lt;厚生労働省の対応&gt;

1. 社会保険庁からの住所情報の提供(平成20年4月から実施済)
2. 企業年金と住基ネットとの連携に係る関係省庁との調整

### 3 厚生年金基金の現状

年度	基金数	加入員数（千人）	受給者数（千人）	資産額（兆円）
5	1,804	11,919	1,554	35.4
6	1,842	12,051	1,726	38.4
7	1,878	12,130	1,949	41.8
8	1,883	12,096	2,154	45.0
9	1,874	12,254	2,371	50.1
10	1,858	12,002	2,566	53.3
11	1,835	11,692	2,760	62.2
12	1,801	11,396	2,969	58.0
13	1,737	10,871	3,157	57.0
14	1,656	10,386	3,320	51.2
15	1,357	8,351	3,014	48.6
16	838	6,152	2,488	36.8
17	687	5,310	2,330	37.3
18	658	5,221	2,414	38.8
19	626	4,800（注1）	2,455（注2）	—

（注1） 企業年金連合会調べ、20.4.1時点の推計値である。

（注2） 平成20年7月1日に現存する厚生年金基金のうち、解散又は代行返上を予定している基金を除いた610基金分を集計したものである。

（注3） 資産額は企業年金連合会分を含み、平成8年度までは簿価、平成9年度以降は時価である。

（注4） 数値は各年度末のものである。

出典：「厚生年金基金の財政状況」